

# 身近な法律相談



弁護士 渡部 英明

遺産分割に際し、遺産である預貯金の取扱いについて問題が生じる場合があります。今回は、預貯金債権と遺産分割について、近時、最高裁判決も出て、預貯金債権の取扱いが変わりましたので、その点を見ていくことにしましょう。

また、遺産である預貯金について、相続開始前後に預貯金通帳によくわからない出金記録があり、使途不明金を争われることがあります。その使途不明金の取扱いも見てていきましょう。



**Q1** 共同相続人との間で遺産分割の協議がうまくまとまらないので、家庭裁判所に遺産分割調停の申立をしようと思いますが、預貯金等の金銭債権は、遺産分割の対象となるのでしょうか。

**A1** 平成16年4月20日最高裁判決によれば、「相続財産中に可分債権があるときは、その債権は、相続開始とともに当然に相続分に応じて分割されて各共同相続人の分割単独債権となり、共有関係に立つものではないと解される」として、同判決は、一般に預貯金債権について、債務者との関係及び共同相続人間においても、当然に相続分に応じて分割されるものとされてきました。

しかし、実務においては、相続人間において、預金債権を遺産分割手続における分割対象に含める旨の合意があれば、遺産の対象に含めて取り扱ってきました。実際、銀行においても、相続人全員の署名捺印ある遺産分割協議書か相続人全員が捺印した同意書と各自の印鑑証明書がなければ、払い戻し手続きに応じていない金融機関もありました。

そのような中、平成28年12月19日最高裁大法廷判決は、従前の最高裁判決を変更し、「共同相続された普通預金債権、通常貯金債権及び定期貯金債権は、いずれも、相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることではなく、遺産分割の対象となるものと解するのが相当である。」と判示しました。この変更した最高裁判決の実務的な影響は大きいと思われ、今後は、預貯金も遺産分割の対象として取り扱うことになります。

**Q2** 母を先に亡くし、先日、認知症で入院していた父が亡くなりました。兄夫婦が父の面倒を見ていたのですが、父名義の預貯金通帳の履歴をみると、よくわからない出金がいくつもあり、大きい額の出金もありました。兄夫婦が父名義の通帳から出金したのではないかと思いますが、よくわかりません。どのようにして、遺産分割協議を進めたらよいでしょうか。

**A2** 預貯金の出金について、相続人の1人が被相続人の死亡直前に被相続人名義の預貯金を引き出したりする場合があります。

まず、引き出したのが誰であるかが問題となり、兄夫婦が引き出した可能性があるのであれば、兄夫婦に聞いていくしかないと思います。

そして、その引き出しが兄夫婦によるとしても、父親の兄夫婦への贈与の意思のもとに行われたのであれば、特別受益があったものとして取扱うか検討します。

また、その引き出しを兄夫婦が無断で引き出した場合、その自己使用を認めたのであれば、遺産の先取りとして取扱いをすることを検討します。兄夫婦が自己使用を認めないのであれば、無断で預貯金の引き出したものと推定され、不法行為に基づく損害賠償請求や不当利得返還請求を検討することになろうかと思われます。

兄夫婦に聞いても、誰が引き出したのか、また、その使途も不明なときは、証拠不十分として、不法行為に基づく損害賠償請求も不当利得返還請求も困難となってしまうので、使途不明金の取扱いに際しては、十分な立証ができるのか、という観点で検討する必要があろうかと思います。

いずれにしても、通帳を管理していた兄夫婦に聞きながら遺産分割協議を進めるしかないと思います。